

遺言書

遺言者は、遺言者の遺産を、その分割協議において次のとおり分割するよう、分割の方法を指定する。

第1条 遺言者がその自宅として所有する不動産を含む下記の財産は、遺言者の妻広島花子が取得する。

1 土地

所在 広島県広島市中区〇〇町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 300平方メートル

2 建物

所在 同所同番地

家屋番号 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造2階建

床面積 1階 〇〇. 〇〇平方メートル

2階 XX. XX平方メートル

3 動産

第2項建物内の動産

第2条 遺言者が所有する不動産を含む下記の財産は、遺言者の長男広島太郎が取得する。

1 所在 広島県広島市中区XX町〇丁目

地番 〇番〇

地目 宅地

地積 450平方メートル

2 建物

所在 同所同番地

家屋番号 〇〇番〇

種類 居宅

構造 木造2階建

床面積 1階 〇X. 〇Δ平方メートル

2階 XΔ. X〇平方メートル

3 第2項建物内の動産

第3条 遺言者がその別荘として所有する不動産を含む下記の財産は、遺言者の二男広島次郎が取得する。

- 1 所在 長野県軽井沢町〇丁目
地番 〇番〇
地目 宅地
地積 150平方メートル
- 2 建物
所在 同所同番地
家屋番号 〇〇番〇
種類 居宅
構造 木造2階建
床面積 1階 XX. ΔX平方メートル
2階 〇Δ. XX平方メートル
- 3 第2項建物内の動産

第4条 遺言者は、A銀行B支店からの借入金〇〇円の債務を長男広島太郎に相続させる。

第5条 遺言者は、前条の債務を非担保債権とする第2条記載の不動産に対して設定されている抵当権の負担を長男広島太郎に相続させる。

第6条 遺言者は、遺言者が有する以下の預金を長男広島太郎に相続させる。

A銀行B支店の広島一郎名義の預金全額

第7条 遺言者は、祖先の祭祀を主宰すべきものとして長男広島太郎（昭和〇年〇月〇日生）を指定する。

- 2 長男広島太郎には、墓地を含む広島家代々の墓及び仏壇など祭祀に必要な財産の一切を相続させる。
- 3 祭祀に必要な費用にあてるため、遺言者が有する以下の預金を長男広島太郎に相続させる。
C銀行D支店の広島一郎名義の預金全額

第8条 妻広島花子及び二男広島次郎の相続分は少ないが、本遺言書に記載するように、長男広島太郎が住宅借入金の返済を負担することを考慮し、これ理解してもらいたい。

コメントの追加 [A1]: ただし、債務を特定の相続人に負担させることを内容とする遺言をしても、債権者に対抗できず、債権者との関係では、債務者（遺言者）の死亡と同時に相続人に承継されることになります。

コメントの追加 [A2]: 祭祀主宰者となる者の資格に制限はなく、長女や二男でもよく、親族関係がなくても構いません。

コメントの追加 [A3]: 遺言により祭祀主宰者に指定された者は、被相続人の死亡と同時に当然に祭祀主宰者になり辞退できません。しかし、指定されたとしても祭祀を行わなければならない法律上の義務はありません。

平成〇〇年〇月〇日

遺言者 広 島 一 郎 印